

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の概要)

小須戸商工会のある新潟市秋葉区は、旧新潟市の区域である「新津地区」と旧小須戸町の区域である「小須戸地区」で構成され、平成17年の合併により新潟市に編入される。

区の東南方には、新津丘陵が広がり、区の東側には阿賀野川、西側には信濃川、北側には両河川を結ぶ小阿賀野川が流れている。また、区の中心部を南北に能代川と、同川の旧流路である新津川が流れている。



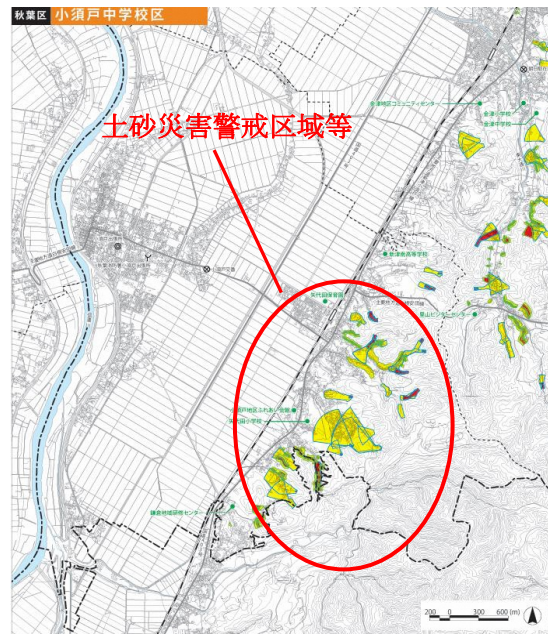
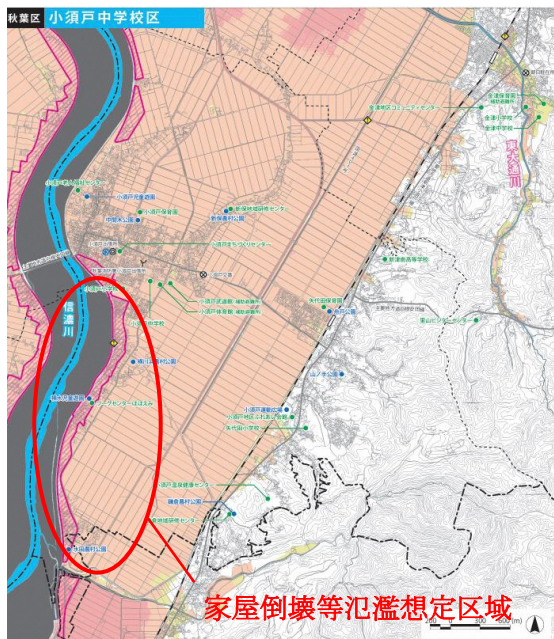
引用元：Google社「Googleマップ」

(洪水：ハザードマップ)

小須戸商工会が立地する地域は、信濃川右岸に位置し、新潟市のハザードマップによると小須戸地区全域において、0.5～3mの浸水が想定されているほか、小須戸橋以南の信濃川沿いの地域は、「家屋倒壊等氾濫想定区域」となっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

地域で「山の手」と呼ばれている矢代田・天ヶ沢地区は、一部がけ崩れ、土石流の警戒・特別警戒区域となっているエリアがある。



引用元：新潟市「市総合ハザードマップ 修正版(R5.3月) 秋葉区 小須戸中学校区」

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、小須戸地区全域において、震度5強以上の地震が今後30年間で37.5%の確率で発生するとされている。

(その他)

平成23年7月の新潟・福島豪雨では、信濃川が増水し、地域の小須戸橋が水没した。当時の水防活動により、河川の氾濫は免れたものの、商店街地域は河川の曲流部周辺に位置しており、氾濫のリスクを抱えている。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症のような国民の大部分が免疫を獲得できていない感染症については、当区においても多くの区民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (令和6年10月4日現在)

- ・商工業者数 324人
- ・小規模事業者数 302人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	63	61	地域内に広く分散している
製造業	41	34	地域内に広く分散している
卸・小売業	83	75	信濃川沿いに多い
サービス業	91	86	地域内に広く分散している
飲食業・その他	46	46	地域内に広く分散している
合計	324	302	

(3) これまでの取組

1) 新潟市の取組

- ・新潟市地域防災計画の策定、総合防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新潟市新型インフルエンザ対策等行動計画の策定
- ・新潟市、および秋葉区の応急対応マニュアルの策定

2) 小須戸商工会の取組

- ・小須戸商工会危機管理マニュアルの策定
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

- ・小須戸商工会危機管理マニュアルが策定されているものの、内部体制の記載にとどまり、協力体制の重要性や具体的なマニュアルが整備されていない。また、職員への運用方法の周知徹底が必要である。
- ・平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、体調不良者を出社させないルール作り支援やリスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するといった取り組みについて十分な周知を行う必要がある。
- ・職員の感染により小須戸商工会の支援機能が停止することのないよう、テレワーク等を行うための作業データのクラウド化や知識の共有が進んでいない。

III 目標

- ・地域小規模事業者に対し、セミナーや巡回を通じ、災害リスクを再認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、小須戸商工会と新潟市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年 4月 1日～ 令和12年 3月31日）

- ・事業期間は5年とします。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・小須戸商工会と新潟市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・本計画に基づき、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく、速やかな応急対策などに取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・地域事業者は平成23年7月の新潟・福島豪雨を経験していることから、自然災害等のリスクに関し高い意識を持っているものの、時間の経過に伴う意識の低下も感じられることから、巡回指導などの機会を活用し、ハザードマップ等を用いながら、改めて、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償などの損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・年に1回、会報（約200部）や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要等の周知を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時取組が可能である簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、個社支援、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・啓発ポスターを商工会館、事務所内に掲示する。

2) 小須戸商工会の事業継続計画の作成

- ・平成26年に小須戸商工会危機管理マニュアルを作成し、随時更新している（別添）。

3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・定期的に小須戸商工会、新潟市で現状確認及び意見交換を行う。

4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・小須戸商工会は市総合防災訓練に合わせ、新潟市との連絡ルートの確認等を定期的に行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を小須戸商工会と新潟市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、新潟市における感染症対策本部設置に基づき、小須戸商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・小須戸商工会と新潟市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 (豪雨における例) 小須戸商工会の職員においては、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自主的な判断により出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。公共交通機関が不通、通勤経路が遮断されている場合なども上記と同様とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の対応を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し3日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、小須戸商工会と新潟市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ～ 1ヶ月	1週に1回共有する
1ヶ月以降	1週に1回共有する

- ・新潟市で取りまとめた「新潟市新型インフルエンザ対策等行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 災害発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・災害発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。事業者への直接被害と間接被害とで状況把握は大きく異なる。具体的には、商工会が主導で主に会員事業所が中心とはなるが、直接被害については、ライフラインの平均復旧日数が下記のとおりであるため、比較的復旧の早いことが期待できる携帯電話などの電話連絡を中心に被害状況(建物被害やその他の被害額等)を確認。間接被害については、営業停止期間や被害額を直接ヒアリングしていくことで被害実態の把握を行う。

【震度別ライフラインの平均復旧日数】(中小企業庁 BCP策定運用指針から)

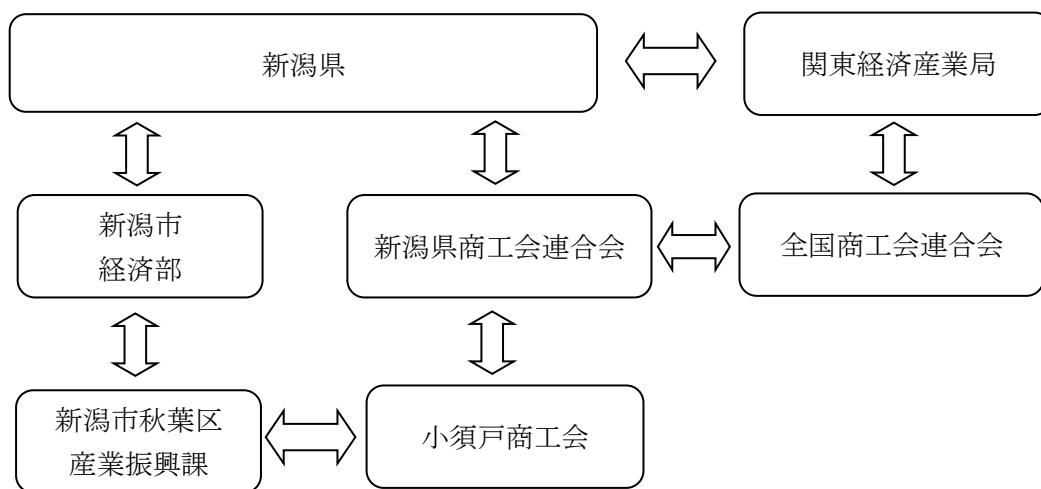
	水道	ガス	電気
震度6弱	7日	15日	1日
震度6強	15日	30日	2日
震度7	30日	45日	4日

※直接被害については、自然災害等により事業者(建物等)の実害を想定する。

※間接被害については、従業員・設備等被災、協力会社の被災、顧客の被災等からおよぶ被害を想定する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・小須戸商工会と秋葉区は、被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、予め確認しておく。
- ・小須戸商工会と秋葉区が共有した情報を、新潟県の指定する方法にて小須戸商工会または新潟市より新潟県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や新潟県からの情報や方針に基づき、小須戸商工会と新潟市が共有した情報を新潟県の指定する方法にて小須戸商工会または新潟市より新潟県へ報告する。

<連絡ルート>



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、新潟市と相談する（小須戸商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者などの被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や新潟県、新潟市などの施策）について、管内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

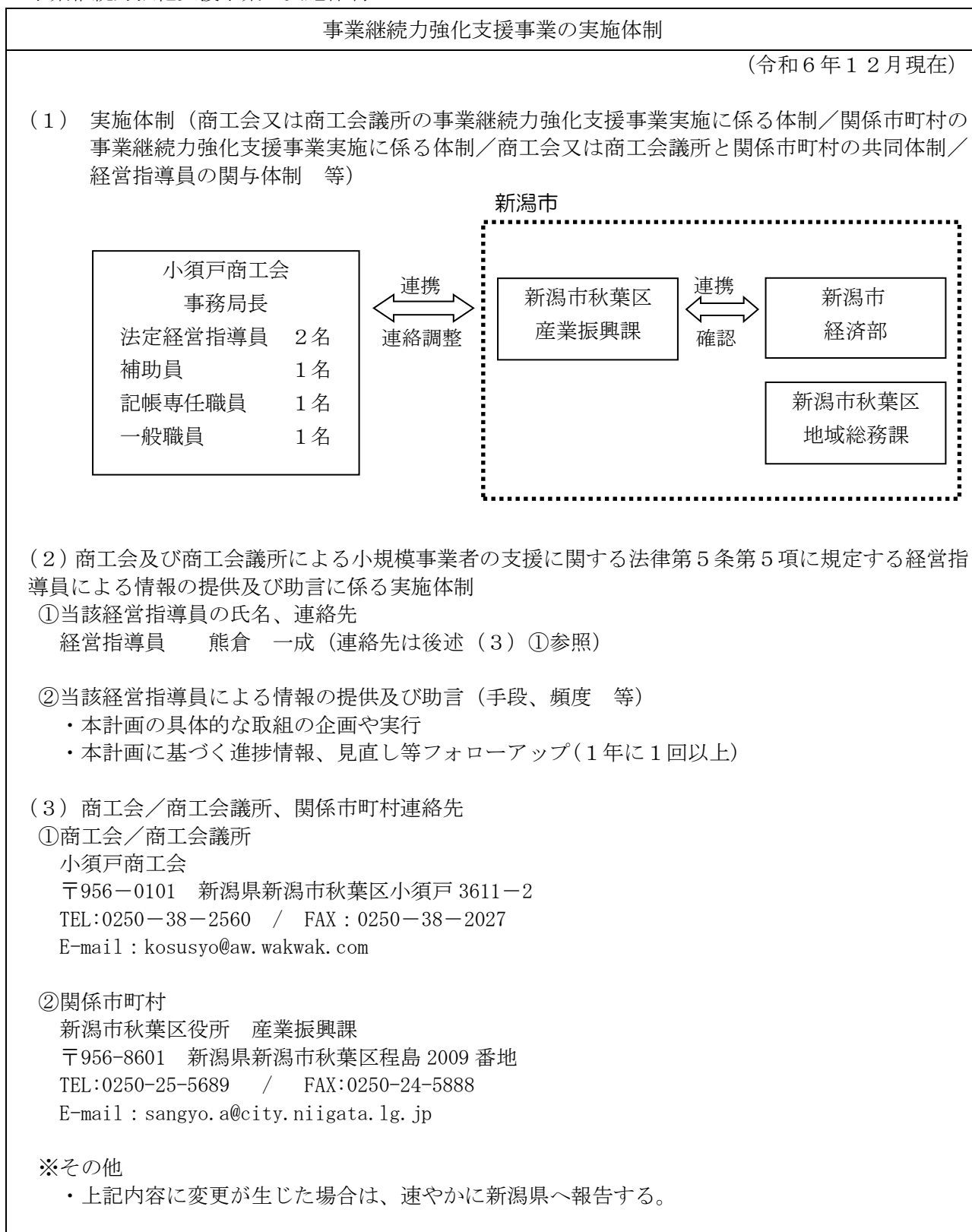
- ・新潟県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を新潟県等に相談する。

< 6. その他 >

- ・上記内容に変更が生じた場合は、新潟県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	316	316	316	316	316
・専門家派遣	66	66	66	66	66
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
国補助金、新潟県補助金、新潟市補助金、県連合会補助金、会費収入、手数料収入などにより 充当する予定

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし